

令和4年2月21日

標茶町立小・中学校の保護者様

標茶町教育委員会教育長 島田 哲男

北海道へのまん延防止等重点措置の期限延長を踏まえた学校教育活動の対応について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます次第であります。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、北海道へのまん延防止等重点措置の期限が3月6日（日）まで延長されました。つきましては標茶町立小・中学校において、この期間、引き続き以下のような対応をとることといたしましたのでお知らせします。保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、各家庭においても引き続き、危機感をもって基本的な感染症対策を徹底するよう重ねてお願い申し上げます。

記

【町立小・中学校の対応】

- 1 学校教育活動は、国の衛生管理マニュアルの学校の行動基準レベル2に基づき、感染防止対策を徹底した上で、実施します。ただし、対策を講じてもなおリスクが高いと学校が判断する活動は、実施を見合わせる場合があります
- 2 中学校の部活動は休止とします。ただし、全道・全国大会に直結する大会等に出場する部活動に限り活動可能とし、感染症対策を十分に講じた上で時間や人数・活動内容などを厳選して行うこととします。（少年団活動等には中学校の部活動と同内容の活動となるよう要請します。）

【ご家庭へのお願い】

- 1 こまめな手洗いや手指の消毒を行ってください。
- 2 毎朝・晩に家族全員の検温を実施し、健康観察を継続してください。
- 3 室内のこまめな換気を実施してください。
- 4 児童生徒本人、及び同居家族に発熱又は風邪症状がある場合は、学校を休ませてください。また、その場合は可能な限り医療機関を受診するようお願いいたします。
- 5 感染者・濃厚接触者等に係る情報についての噂や差別偏見につながる言動は厳に慎んでください。
- 6 児童生徒本人、及び同居家族がPCR等検査を受ける場合は、学校へ連絡してください。あわせて、結果も速やかに報告してください。（PCR等検査は、医師や保健所の指示による行政検査を指しています。民間の検査や保険適用外の検査は含みません。）
- 7 児童生徒本人が陽性となった場合は、校外活動で接触のあった友人等のご家庭に連絡をお願いいたします。

※問い合わせ先 標茶町教育委員会指導室（485-2111）